

新見公立大学新型コロナウイルス感染症対策指針

1. 2020年度健康診断等の実施について

下記のとおり延期する。

・在学生健診、職員抗体検査 4/2(木)→5/25(月)

・新入生健診・抗体検査、職員健診・抗体検査、在学生健診(予備日) 4/3(金)→5/26(火)

*健診業務委託機関である岡山済生会総合病院の対応可能な日程が5/25・26のみ

<所管>保健管理センター

<周知方法>HPに掲載し、併せてメール配信する。(在学生はユニパ、新入生はネット出願システム、職員はデスクネッツ) また、健診及び抗体検査の対象となっている新任職員及び非常勤講師については別途連絡する。

2. 大学運営全般に係る新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 学生及び同居家族の海外渡航及び感染が疑われる状況の有無について確認する。

<所管>学務課

<確認方法>在学生はユニパで、新入生はネット出願システムでメール配信し、3月中の返信を求める。

<確認事項>海外渡航有りの場合は「渡航者と学生との続柄」「渡航期間」「渡航先」、感染が疑われる場合は「その具体的な状況」

<その他> 3/16以降に海外から帰国した場合は帰国から2週間、感染が疑われる特別な状況が判明した場合は、相当の期間自宅待機を要請する。*自宅待機を要請した期間については「公欠」扱いとする。

(2) 職員及び同居家族の海外渡航及び感染が疑われる状況の有無について確認する。

<所管>総務課

<確認方法>デスクネッツにより周知し、該当者には報告を求める。

<確認事項>海外渡航有りの場合は「渡航者と職員との続柄」「渡航期間」「渡航先」、感染が疑われる場合は「その具体的な状況」

<その他> 3/16以降に海外から帰国した場合は帰国から2週間、感染が疑われる特別な状況が判明した場合は、相当の期間自宅待機を要請する。*自宅待機を要請した期間については「特休」扱いとする。

(3) 学生から体調不良(発熱、感冒症状、咳嗽、強い倦怠感、嘔吐下痢、**臭覚・味覚障害**など)の連絡があった場合

(学科オリエンテーションの際に、上記症状があった場合は登校せず、自宅待機・療養することとし、必ず連絡する旨の指示を再確認すること。)

<所管>保健管理センター

<対応フロー>登校前、登校後、実習中、いずれの場合も同様に、次のとおり対応する。

①症状の訴え

連絡窓口は保健管理センターとする。センター不在時は学務課が受け付け、センターに報告する。

②症状の聞き取り

体温（ °C）、平熱（ °C）、咳、鼻水、のどの痛み、倦怠感の有無、発症時期 等

③症状に応じて次のとおり指示

- ・症状が比較的軽度で落ち着いている場合 → 自宅療養し、経過を毎日報告するよう指示する。
 - * 自宅療養期間については「公欠」扱いとする。
- ・症状が重篤あるいは症状・経過からコロナウイルス感染が疑われ、検査が必要かもしれないと判断された場合→帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、その結果を報告するよう指示する。
 - * 結果に応じて保健管理センターがその後の対応を決定し、指示する。

(4) 実習実施における対策について

①実習の前に健康チェック（検温、問診）を行う。

②37.5°C以上の発熱、咳嗽がある場合には、該当学生のみ実習を中止する。

* 各実習受け入れ機関が提示する条件があれば、それに従う。受け入れ機関からの提示がない場合には上記による。

* 実習生及び実習先において新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、保健所の指示に従うと同時に、発症者がいたグループの実習を中止する。

(5) 授業実施における対策について

①密集を避けることのできる大講義室を使用する。

②人と人との間隔をできるだけ広くとる。

③講義実施者は30分おきに換気を指示する。

④各学科において担当を決め、学科割り当て教室のドアノブを毎日1回以上消毒する。

* 学科割り当て教室以外のドアノブについては、清掃業者に依頼する。ドアノブ消毒に係る必要物品については保健管理センターが用意する。

(6) 感染者が発生した場合の対応について

<所管>保健管理センター

<対応>感染者発生に係る情報は速やかに保健管理センターに報告し、学長ならびに保健管理センター長判断で保健所に連絡する。保健所の指示に基づき、保健管理センターが対応を決定し、指示する。

* 保健管理センター発行の「感染症の予防と対策」に示す対応マニュアルとは異なるが、より迅速な対応をとるため、当分の間は上記によることとする。

尚、上記事項は当面の間であり、国内、国外におけるコロナウイルス感染症発生状況に応じて、適宜変更する。